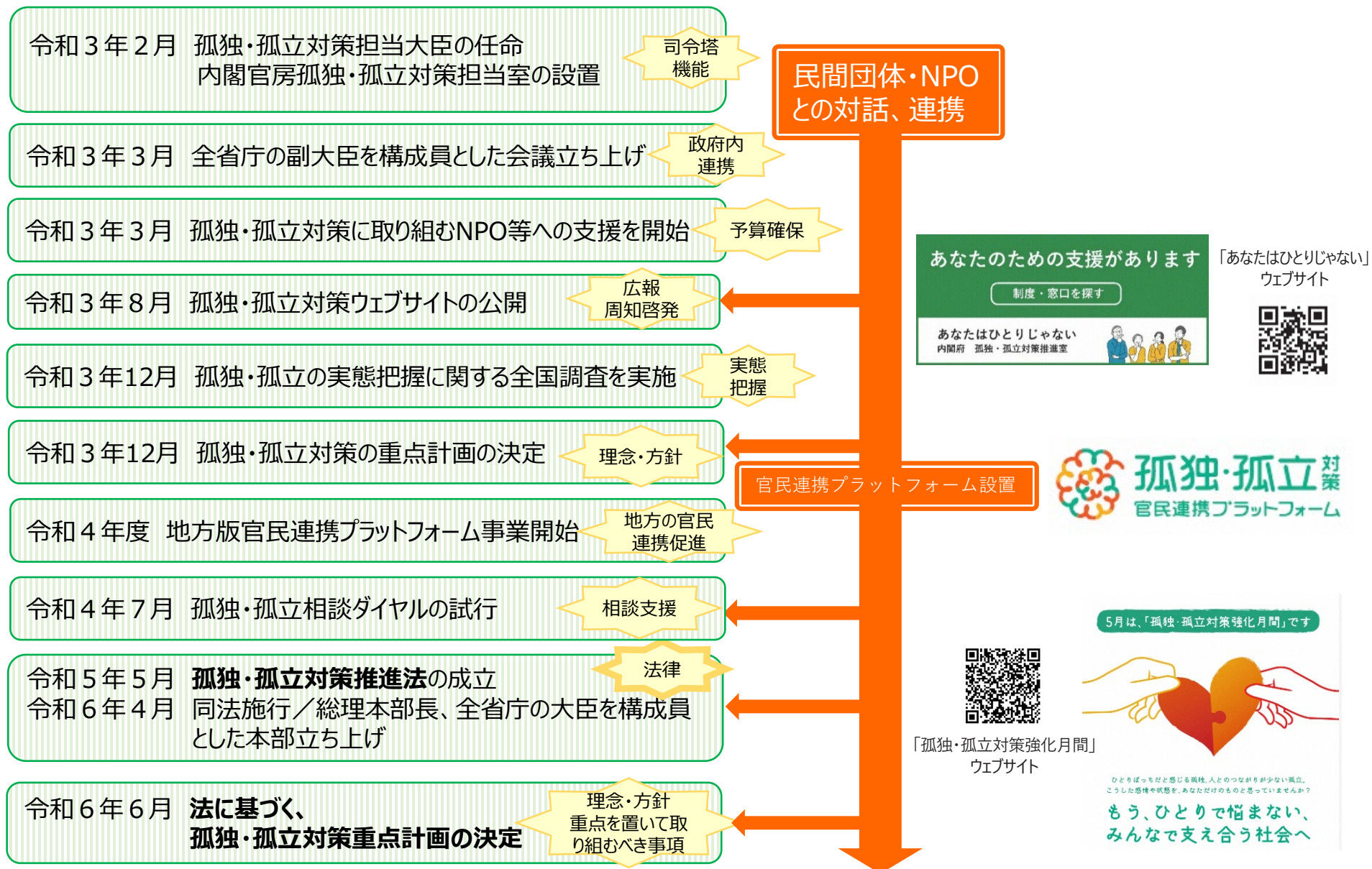


最近の孤独・孤立対策の取組について

令和7年1月21日
内閣府 孤独・孤立対策推進室



政府のこれまでの主な対応



孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年） 調査結果のポイント

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施（令和4年4月公表）
 - ・今回は3回目の調査

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和5年12月1日（調査への回答期限：令和6年1月19日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全30問）
回答数	調査書類の配布数：20,000件 有効回答数：11,141件（有効回答率55.7%）
結果公表	令和6年3月29日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html)及び政府統計ポータルサイト(<https://www.e-stat.go.jp/>)に掲載

孤独の把握方法、孤独の状況

■ 孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用

【1】直接質問：孤独感を直接的に問うもの

■ 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.8%、「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%、一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は41.4%、「決してない」が17.9%（図1）

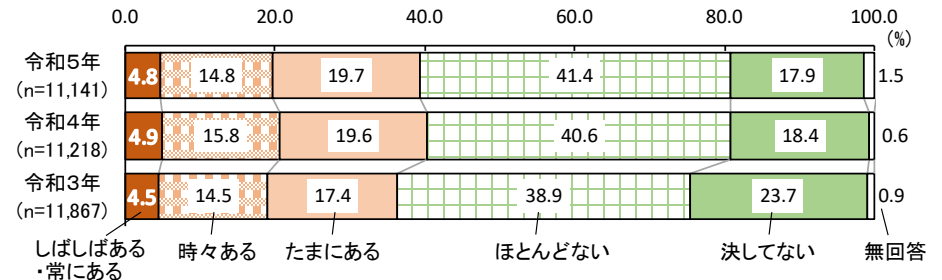
■ 令和4年と比較すると、孤独感が「時々ある」の割合が縮小（図1）

（注）比率の差の検定を行い、統計学的に有意差（信頼度95%）が認められる場合にのみ判定（以下同じ）

【図1】孤独の状況（直接質問）－令和5年、4年、3年

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |



【2】間接質問：カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「UCLA孤独感尺度」¹⁾の日本語版²⁾の3項目短縮版³⁾に基づき、以下の3つの設問への回答をスコア化⁴⁾して孤独感を評価するもの

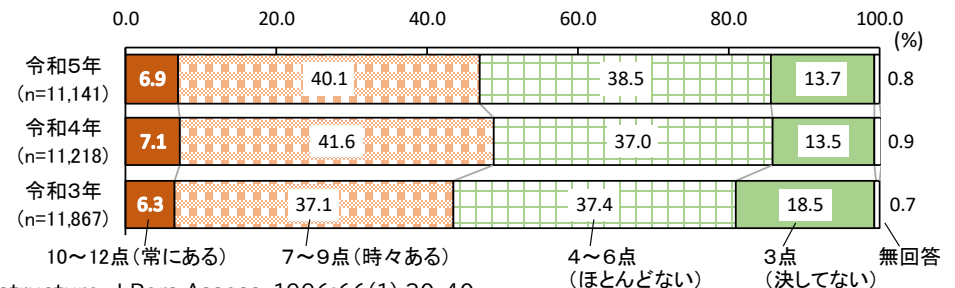
■ 合計スコアが「10～12点」の人が6.9%、「7～9点」の人が40.1%、一方で、「4～6点」の人が38.5%、「3点」の人が13.7%（図2）

■ 令和4年と比較すると、合計スコアが「7～9点」の割合が縮小し、「4～6点」の割合が拡大（図2）

【図2】孤独の状況（間接質問）－令和5年、4年、3年

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
 ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
 ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |

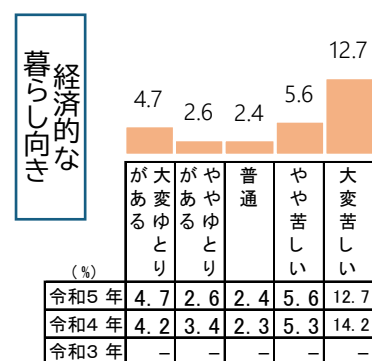
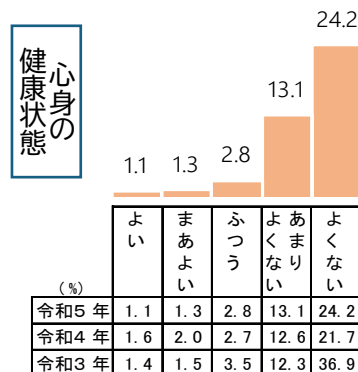
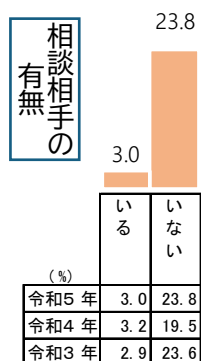
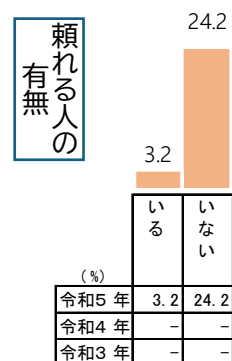
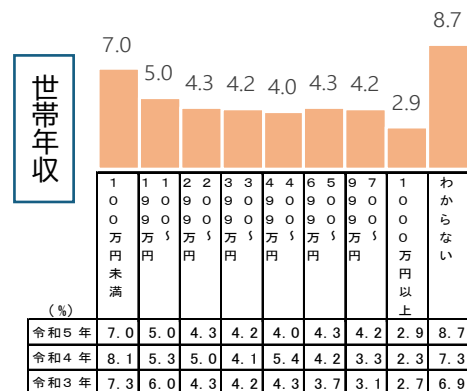
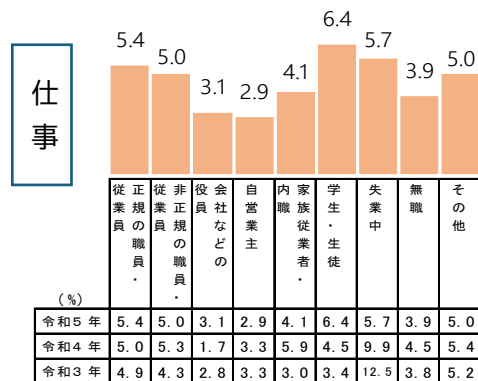
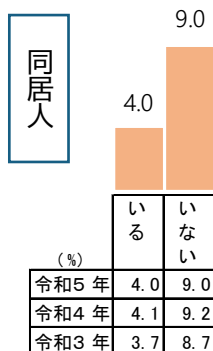
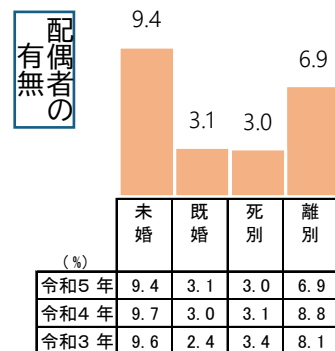
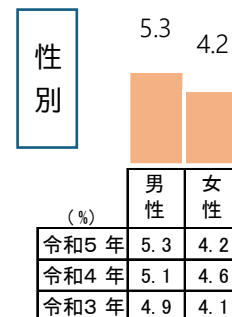
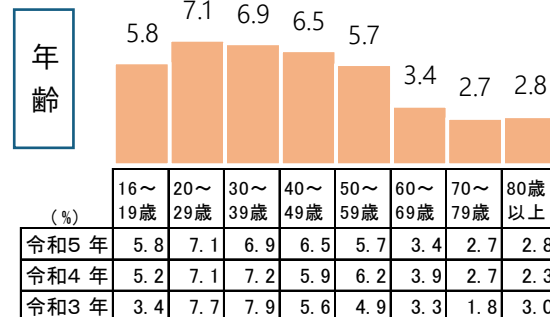


1) Russell DW. UCLA loneliness scale (version 3): reliability, validity, and factor structure. J Pers Assess. 1996;66(1):20-40.
 2) 舩田ゆづり, 田高悦子, 他: 高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度(第3版)の開発とその信頼性・妥当性の検討, 日本地域看護学会誌. 15(1):25-32, 2012.
 3) Arimoto A & Tadaka E: Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers. BMC Women's Health. 2019;19:105.
 4) 「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化。合計スコア(3点～12点)が高いほど孤独感が高いと評価

【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

	令和5年	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.8%	4.9%	4.5%
時々ある	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	41.4%	40.6%	38.9%
決してない	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.5%	0.6%	0.9%



※令和5年からの質問項目

※令和4年からの質問項目

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・ 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

孤独・孤立対策の推進体制①

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第20条に基づき、内閣府の特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を設置。内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成。孤独・孤立対策重点計画の作成及びその実施の推進、孤独・孤立対策に関する重要事項の審議を行うこととされている。
- 孤独・孤立対策の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として、内閣府特命担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される「孤独・孤立対策推進会議」が下部会議として設置されている。

孤独・孤立対策推進本部構成員（法第23条～第25条）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官及び孤独・孤立対策を担当する内閣府特命担当大臣
構成員	総務大臣 法務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 環境大臣 上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 ⇒全閣僚を構成員として指定

孤独・孤立対策推進会議 構成員（推進本部決定）

議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府特命担当大臣
議長代行	孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員	全府省庁の局長・審議官級

推進本部開催実績

○第1回（令和6年4月19日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策の推進体制について
- （2）孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて
- （3）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて
- ・運営要領及び推進会議の設置について本部決定、これまでの対策の振り返り、新たな重点計画策定に向けた進め方について説明、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より説明

○第2回（令和6年6月11日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）について
- （2）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて
- ・「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」について本部決定、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より報告

推進会議開催実績

○第1回（令和6年5月14日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策の推進体制について
- （2）孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて（関係者ヒアリング）
- ・会議の趣旨・運営等について説明、法に基づく新たな孤独・孤立対策重点計画策定に向けて、関係者ヒアリング（埼玉県、千葉県市原市、全国版官民連携プラットフォーム）を実施

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定）のポイント

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- （1）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（2）当事者等の立場に立った施策の推進
（3）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果をもつ分野横断的な連携の促進
④地域における包括的支援体制等の推進

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

（1）共生・共助・女性活躍社会づくり

（共生）

孤独・孤立対策推進法¹¹²に基づく重点計画¹¹³に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援、NPO等の諸活動への継続的な支援、支援の担い手やつながりサポーターの育成、予防の観点から緩やかなつながりを築ける居場所づくり、人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進などの取組を着実に推進する。

就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により、一定の成果を挙げている。来年度以降、この世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う。

¹¹² 令和5年法律第45号。

¹¹³ 令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）等に基づき、安定的・継続的な孤独・孤立対策の推進体制の整備を促進するとともに、地方公共団体及びNPO等への支援、孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化等を通じて、政府一丸となって対策の一層の強化・深化に取り組む。

【単位：百万円】

● 孤独・孤立対策の推進

210(203)

○孤独・孤立の実態把握

46(44)

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施する。

○NPO等との連携

28(28)

関係省庁及びNPO等と連携しながら孤独・孤立対策に関する施策を総合的に進めていくため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、複合的・広域的な連携強化活動（分科会の開催、自治体実務相談の実施）、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動（シンポジウムの開催）、情報共有・相互啓発活動（メールマガジンの発信、孤独・孤立対策に資する調査など）を促進する。

○社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金

136(131)

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。

第3節 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(5) 困難に直面する者・世帯への支援等による安心・安全の確保

孤独・孤立対策を推進するため、地方における官民NPOの連携、先駆的なNPO等の取組の支援や「つながりサポーター」の養成に取り組む。これまでのリ・スキリング等の支援の成果を踏まえ、就職氷河期世代を含む中高年層について、地方公共団体と連携し、社会参加やリ・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援を行う。その際、就職氷河期世代については、共通の課題を抱える幅広い世代と併せて支援することによって、支援対象者にとっての選択肢を拡大し、政策効果を一層高める。

160 リ・スキリングメニューの充実・多様化、マッチング参加企業の拡大等。

【単位：百万円】

○孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備

410

I Tを活用した全国統一相談窓口から地域の支援につながるサステイナブルな孤独・孤立相談の仕組みの開発、「つながりサポーター」養成講座のより広い層への実施とともに、令和7年5月の強化月間における社会全体の孤独・孤立対策に係る国民の意識を高めるための集中的な広報に向けた事前準備を進め、孤独・孤立を抱えた人が支援を求めやすい社会環境整備を目指す。

○地域における孤独・孤立対策に関するN P O等の取組モデル調査

240

誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するN P O等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。

○社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金

2,400

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・N P O等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、就職氷河期世代を含む中高年層については、地方自治体が個々人の状況に合わせて行う支援を後押しする。

令和6年度 孤独・孤立対策強化月間における取組概要

- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施。(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果)
- 初の本格実施となる本年は、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解浸透や機運醸成を図るため、全ての国民を対象とした広報・イベントを展開。

孤独・孤立対策強化月間HP
https://www.notalone-cas.go.jp/category/monthly/



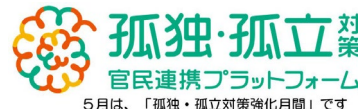
広報

広報ポスター・ロゴ



- ◀ 幅広い年代や性別に親しみやすいデザインで、孤独・孤立対策が目指す社会像について周知・啓発
全国の自治体、PF※会員団体、各交通事業者での掲示やSNSでの発信にて展開

- ▶ PF※会員へ月間ロゴマークの活用を呼びかけ



※PF：孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

月間特設Webページ

- ◀ 孤独・孤立の問題の啓発、支援・相談窓口を探せるチャットボットの紹介、月間中に全国各地で行われる取組の紹介等を行う月間特設Webページを開設

SNS広告、検索連動広告

Facebook、Instagram、X、YouTube、等において、広告を配信

Google、Yahoo!で関連ワードを検索した方に月間ページへの誘導バナーを表示



相談窓口・イベント

孤独・孤立相談ダイヤル#9999

- ▶ 統一的な相談窓口体制の推進に向けた試行事業である孤独・孤立相談ダイヤルを5月2日～7日で開設

メタバース空間におけるイベント

2Dのメタバース空間を活用し、孤独・孤立対策の周知啓発などを目的とした各種イベントを実施

「孤独・孤立相談ダイヤル」の開設期間中は、メタバース上でも悩みを抱える当事者の相談を受け付け



- ▽ 期間中には「つながりサポーター養成講座」や「NPO向けファンドレイジング講座」等のセミナーも開催



セミナー開催



相談窓口



取組紹介コーナー



【メタバース開設期間】令和6年5月1日（水）～5月30日（木）午前10時～午後6時
※5月2日（木）～6日（月）は相談窓口の受付時間に合わせて開設時間を午後10時まで延長

統一的な相談窓口体制の推進

- 長引くコロナ禍や物価高騰等を踏まえ、**孤独・孤立で悩む方へのきめ細やかな対応**が課題。
- 孤独・孤立に関する**個人の悩みは複雑化・多様化**。一方、**相談窓口は分野やエリアに応じた様々なもの**が存在。
- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、**NPOなど関係団体が連携して、統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制**(「**孤独・孤立相談ダイヤル**」#9999)や**相談と支援をつなぐ連携の強化**を試行。

実施体制

- 官民連携プラットフォーム分科会3の担当幹事団体を中心となって本事業の実施に向けて検討、企画。
※分科会3テーマ「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
- 相談対応、地域での支援について官民連携プラットフォーム加入団体の協力を得る。
- 各自治体、警察、福祉事務所、自立支援機関等へ協力依頼。

協力団体

【窓口での相談対応】

相談業務の実績のあるNPO法人・民間団体など

【地域での支援対応等】

深刻な状況において面談・同行支援に対応いただける地域の支援団体や、専門分野の支援団体など

実施方法

- 統一番号(＃9999、フリーダイヤル)、統一名称を設定
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる
分野の例: 孤独・孤立の悩み、女性の悩み、性別の違和、死にたいほどつらい、生活困窮、外国語相談、18歳以下 他
- 相談内容が深刻と判明した場合、地域の支援団体につなげる。
※民間事業者に委託し、各協力団体の相談員等の謝金等の支払い、シフト表の調整、相談記録の整理等を行う。
※相談記録票、相談対応の基本方針やつなぎ先のマニュアルを作成、共有。⇒ 分析・検証に生かす
- 各期ごとに手法の改善を行いつつ、相談から支援につなぐモデルの構築に重点を置いた試行を行う。

実施時期

令和4年	7月 7日	第1期開始(1週間)
	8月30日	第2期開始(1週間)
	12月 1日	第3期開始(1日)
	12月28日	第4期開始(1週間)
令和5年	12月15日	第5期開始(3週間)
令和6年	5月 2日	第6期開始(5日間)
	12月25日	第7期開始(10日間)

分析・検証・成果

- 応答率・利用者数の時間帯別等の変化、年代等の属性、相談分野や対応の種類(傾聴、情報提供・助言、面談、同行支援、関係機関との連携など)ごとの状況等を分析、検証。
- 相談窓口の効果的な連携体制やスムーズな相談から支援へのスムーズな連携・引継ぎの在り方を整理。人材育成の強化に必要な方策も整理。

⇒**統一的・総合的な相談支援体制の本格実施に向け、取組を継続**

つながりサポーター

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の議論において、「『認知症サポーター養成事業』を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける」こととされたことを受け、「つながりサポーター」養成に関するカリキュラム等を検討

検討の方向性 ※サポーターの役割等についてはプラットフォームで今後検討予定

- ・一般市民を対象。
- ・孤独・孤立の問題についての知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする人（つながりサポーター）を養成するためのカリキュラムやテキストを開発。
- ・「誰もが困ったときに気軽に声をあげられる・かけられる社会」の実現を目指す。

検討経過・今後の予定

<令和5年度>

- ・自治体、相談業務を担うNPO、有識者等を構成員とする検討会で試行実施用テキスト案、カリキュラム等を検討
- ・全国5か所で試行実施、検討会においてテキストやカリキュラムの改善を検討

<令和6年度>

- ・全国20カ所程度での養成講座実施
- ・こども向けテキスト、受講証明グッズの検討 等

<令和7年度以降>

- ・講座実施の拡大に向け、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける検討を行いながら、継続的な取組を実施



「つながりサポーター養成講座」とは？

孤独・孤立に関する知識を学び、
みんなで孤独・孤立について考える場所が「つながりサポーター養成講座」です。
ここにいる皆さん同士のつながりも大切にながら、
「誰もが困ったときに気軽に声を上げられる・かけられる社会」の実現に向けて、
一緒に踏み出していしましょう。



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

- 住民に身近な地方公共団体において、官民連携の基盤となるプラットフォームの設置により、多様な主体が相互に連携・協働を図りながら、孤独・孤立対策を推進することが重要
- 行政区域を超えてプラットフォームが設置されている事例、広域的な活動を行う中間支援組織等の活動事例（基礎自治体との連携事例を含む。）などを周知・横展開することで、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう支援

令和4年度実績：29団体（都道府県10団体、市区町村19団体）

5年度実績：15団体（都道府県2団体、市区町村13団体）

6年度実績：32団体（都道府県18団体、市区町村14団体）

※6年度都道府県向けは、孤独・孤立対策推進交付金

推進体制

- 地方公共団体は、プラットフォームの構築による孤独・孤立対策の取組の基盤を整備することを通じて、地域内での多様な主体の連携を推進
- 国は、地方公共団体への伴走支援、多様な主体が参画する事例の周知等、プラットフォーム設置の促進に向けた支援を実施

関連事業

- 取組方針の作成
- 実態把握や地域資源の調査
- 関係者間の情報共有や相互啓発活動
- 住民への情報発信や普及啓発活動
- 人材確保・育成のための研修
- 地域協議会の設置
- 居場所の設置など当事者等への支援 等

地域の実情に応じた孤独・孤立対策の取組の展開

地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進 事業採択自治体マップ

令和6年度採択団体：32団体

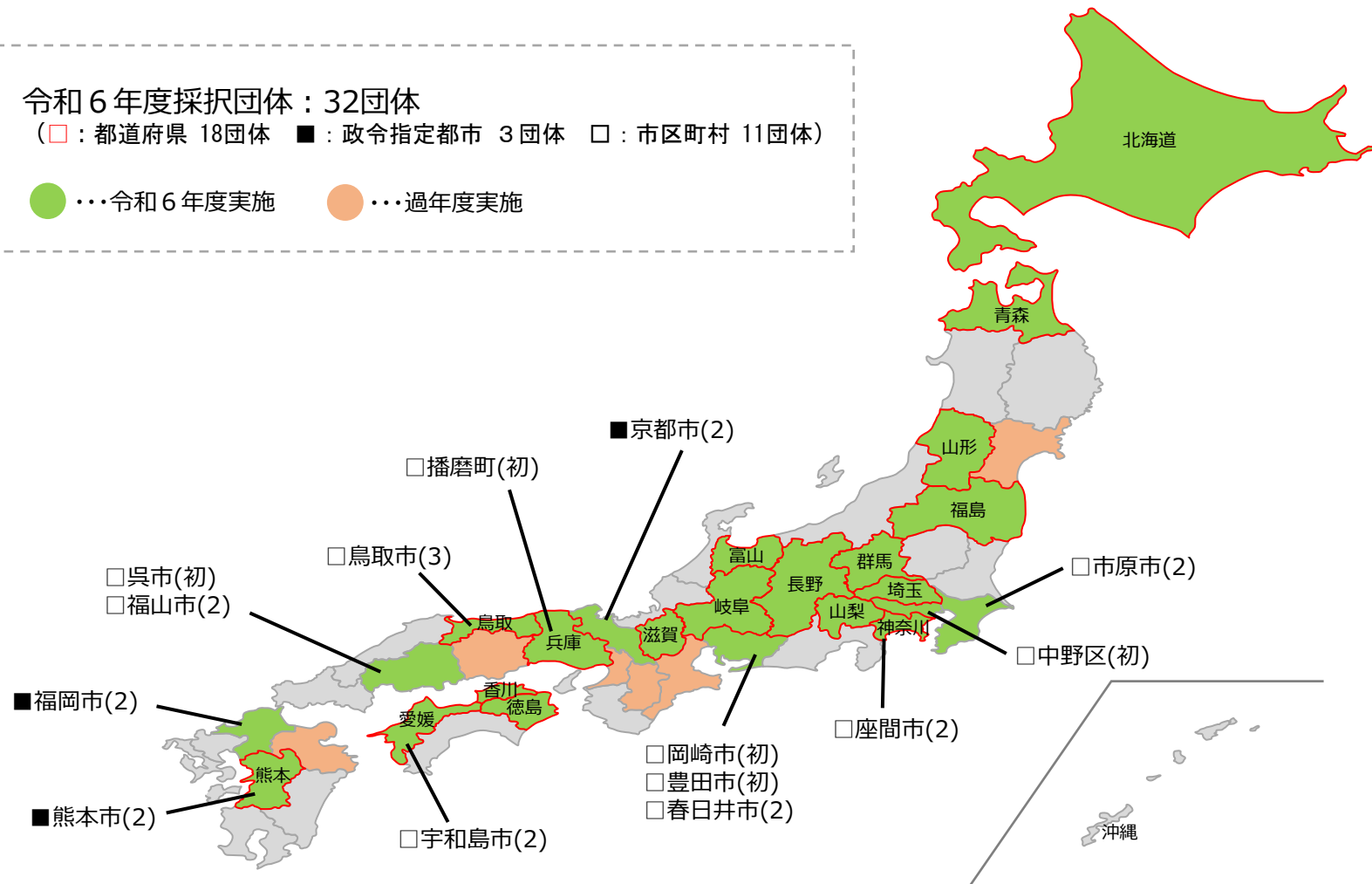
(□：都道府県 18団体 ■：政令指定都市 3団体 □：市区町村 11団体)



…令和6年度実施



…過年度実施



地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進

都道府県	自治体名	実施年度		
		R4	R5	R6
北海道	北海道	●	●	●
	釧路市	●		
	登別市	●	●	
青森県	青森県	●		●
宮城県	仙台市		●	
山形県	山形県			●
	山形市	●		
	鶴岡市	●		
福島県	福島県			●
群馬県	群馬県			●
埼玉県	埼玉県	●		●
千葉県	市原市	●		●
東京都	江東区		●	
	品川区		●	
	中野区			●
神奈川県	神奈川県			●
	鎌倉市	●		
	座間市		●	●
富山県	富山県		●	●
山梨県	山梨県			●
長野県	長野県			●
	須坂市	●		
	飯山市		●	
岐阜県	岐阜県	●		●
愛知県	春日井市		●	●
	岡崎市			●
	豊田市			●
三重県	伊勢市	●		
	名張市	●		
滋賀県	滋賀県	●		●
京都府	京都市	●		●

都道府県	自治体名	実施年度		
		R4	R5	R6
兵庫県	兵庫県			●
	播磨町			●
大阪府	大阪府	●		
	枚方市	●		
奈良県	生駒市		●	
鳥取県	鳥取県	●		●
	鳥取市	●	●	●
岡山県	笠岡市	●		
広島県	三原市	●		
	尾道市	●		
	府中市	●		
	福山市		●	●
	呉市			●
徳島県	徳島県	●		●
香川県	香川県			●
愛媛県	愛媛県	●		●
	宇和島市	●		●
福岡県	北九州市	●	●	
	福岡市		●	●
熊本県	熊本県			●
	熊本市	●		●
	宇城市		●	
大分県	津久見市	●		

計	54	29	15	32
---	----	----	----	----

【過去の実施状況】



モデル事業
トップページ



令和5年度
実績報告



令和4年度
実績報告

令和6年度 孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業) 交付団体＜都道府県＞

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定)に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- 都道府県が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進。

交付団体

○令和6年度の交付団体は、以下の18団体

北海道、青森県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、熊本県

交付団体と主な事業概要(1／2)

	団体名	主な事業概要（予定）
1	北海道	広報啓発資材を作成し、プラットフォーム会員（市町村、市町村社協、民間支援団体、民間企業等）へ配布するなど、住民向けの啓発活動を展開する。
2	青森県	プラットフォームを設置し、他職種の理解促進や協力関係の構築に向けたワークショップや外部講師を招聘した資質向上のための講演を行う。
3	山形県	プラットフォーム設置準備会議を開催し、取組方針の策定や関係機関の活動内容の情報共有を行うほか、県内の孤独・孤立の相談窓口を掲載した啓発チラシを作成・コンビニ等への配置、管内市町村を対象に地域の実情を踏まえた孤独・孤立対策の重要性等の研修会を実施する。
4	福島県	プラットフォーム設置に向けたプラットフォーム会員及び市町村を対象とした講演会、勉強会を開催するとともに、孤独・孤立対策に関するノベルティとチラシを作成し、関係相談窓口に配布する。
5	群馬県	プラットフォーム会員を対象にデジタルツール等を活用した情報共有や意見集約を行う。また、孤独・孤立対策に資する取組の好事例の共有等を行う研修を開催する。 孤独・孤立対策に関するポータルサイトを構築し、県や関係機関、プラットフォーム会員団体等による孤独・孤立対策関連イベント等に関する情報発信を行う。また、各種相談支援機関等を対象にした研修会を開催する。
6	埼玉県	より孤独感が高い傾向にある若い世代を対象に、SNSで普及啓発用WEB広告の動画を配信し、孤独・孤立対策の取組に対する関心を高めるとともに、視聴傾向を分析することで、今後の施策検討に活用する。
7	神奈川県	プラットフォームを運営し、県内の好事例を情報収集し、共有する。また、支援者や関係機関向けへの研修の実施や広報物の作成を通じて、孤独・孤立対策に係る関係者等への啓発活動を行う。
8	富山県	プラットフォームを設置し、相互の活動に関する情報共有や、県民への普及啓発に関する方針の検討を行う。また、支援・関係団体の職員を主な対象とした勉強会を開催する。
9	山梨県	支援を要する者のニーズに応じた効果的な施策検討に活用するため、県民（16歳以上の県民:：約4,000人）及び支援者（支援団体：約500団体）に係る実態把握調査を実施する。

交付団体と主な事業概要(2／2)

	団体名	主な事業概要（予定）
10	長野県	プラットフォーム事務を委託し、プラットフォーム参画の呼び掛け、団体の登録及び登録管理等を行う。また、プラットフォーム参画団体や市町村、市町村社協等からの依頼やフォーラム等の開催を行うため、県から講師等を派遣する。
11	岐阜県	プラットフォームの幹事団体による会議及び県内各圏域単位の部会を開催するとともに、チラシの作成・配布など、プラットフォームによる統一的な広報・啓発を行う。 県内で孤独・孤立対策に取り組む複数の団体（NPO等）の連携・協働による当事者支援の取組について、財政的支援・伴走支援を行う（特非）ぎふNPOセンターの事業に対する補助を実施する。
12	滋賀県	孤独・孤立や心の健康づくりに関する講演会等の啓発事業を実施する。
13	兵庫県	プラットフォーム設置に向けて、孤独・孤立対策に関する施策や連携体制を推進するための会議やニーズ調査等を実施する。
14	鳥取県	NPO等構成団体を拡大したプラットフォームによるワークショップを開催する（前半は基調講演、後半は支援分野（ピアサポート、居場所づくり、人材育成など）のワークショップを実施）。また、「とっとり孤独・孤立サポーター」制度を創設し、そのための研修を実施する。
15	徳島県	プラットフォームの参画団体を対象とした全体会議、現地学習会、セミナーを開催する。また、地域で活動する民間支援団体の孤独・孤立対策に係る取組について、経費を補助するとともに、当該補助団体の支援内容や実績、成果などを参画団体と共有する情報交換会を開催する。
16	香川県	プラットフォーム構築に係る調査・準備等の実施やプラットフォーム構成員会議の開催を行うとともに、県内の孤独・孤立に係る実態調査（現場支援者の調査等）や市町における孤独・孤立対策協議会の設置を促進する。
17	愛媛県	孤独・孤立対策の特設サイト「ひとりじゃないよ 愛媛県」や、SNS、新聞、ラジオ等を活用した情報発信、プラットフォーム参画団体の紹介等を実施するとともに、県が設置する地域協議会の運営事務を委託する。また、県、市町における孤独・孤立対策の施策検討や効果検証のため、実態把握調査を実施する。
18	熊本県	情報交換会を開催し、地域で取り組まれている活動や先進事例等を紹介するとともに、団体相互のつながりの創出や情報交換を行う。 相談対応等支援として、相談窓口の設置や受託者が運営する「地域の縁がわ」施設の視察受入れ等を行う。

令和6年度 地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業 採択団体＜市区町村＞

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- 市区町村を対象として、各地域の実情に応じた関係者の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開。

取組団体

令和6年度の取組団体は、以下の14団体

○新規取組団体（5団体）

中野区（東京都）、岡崎市（愛知県）、豊田市（愛知県）、播磨町（兵庫県）、
呉市（広島県）

○過年度からの取組団体（9団体）

京都市（京都府）、福岡市（福岡県）、熊本市（熊本県）、
市原市（千葉県）、座間市（神奈川県）、春日井市（愛知県）、鳥取市（鳥取県）、
福山市（広島県）、宇和島市（愛媛県）

採択団体と取組概要(1/2)

	団体名	政令市	概要
1	京都府 京都市	●	現在運用中の「京都市版お悩みハンドブック」について、孤独・孤立に悩む方自らが社会資源につながりやすくなるよう、「孤独・孤立に関する連携協定」協定締結団体等の地域資源の具体的な事業内容や強みを「見える化」したオンラインデータベースの作成機能を付加するカスタマイズを実施し、支援団体間の更なる連携強化にも活用していく。
2	福岡県 福岡市	●	孤独・孤立状態にある方は、複合的な課題を抱えていることが考えられ、その中には悩みが明確になっていない方、どこに相談すればいいのかわからない方も多い。そのため、広報啓発の充実を目的とした福岡市版お悩みハンドブック（Webサイト）の新設や関係機関等へ孤独・孤立問題に関する普及活動を実施していく。
3	熊本県 熊本市	●	既存のプラットフォームの事務局機能をNPOに担ってもらい、NPOの事業継続性を担保しつつ、官民連携の深化を図っていく。さらにはこれまでの知識や経験を相互に共有し、連携・協働することで、孤独・孤立問題の「予防」と「支援」について発展的な取組に繋げ、今後目指す孤独・孤立対策地域協議会設立のベースとしていく。
4	千葉県 市原市		プラットフォーム会議の訴求力・発信力の強化や、「ゆるくつなぐ」精神を浸透させていくことを目的とした「ゆるサポ」の養成、地域住民やNPO団体等から企画提案を募る「公募型研修委託事業」等により、地域の多様な主体との連携による自律的な課題解決が図られる体制づくりを目指す。
5	東京都 中野区		孤独・孤立対策の啓発・機運醸成が目的の事業として、地域包括ケアシンポジウムと見本市を開催する。地域包括ケアシンポジウムでは大学生等の参画により20代～30代の若者の孤独・孤立をテーマとして実施検討。見本市では、関係機関どうしが連携・交流を図り孤独・孤立対策に資する新たな事業を創出する機会とすることを想定している。
6	神奈川県 座間市		共同実施自治体による官民連携プラットフォーム形成に向けた連絡会議を開催。共同する4市にはひきこもり支援を通じた連携の実績があるためそこをベースとし、それぞれが築いてきた社会資源やネットワークを共有し、市域を超えた支援体制の構築を図る。 また、座間市で令和5年度に実施し、継続する声が多く上がった美術展の開催など、アートに関する事業を通して地域住民への周知・意識づけを行っていく。
7	愛知県 岡崎市		「つながめ」の連絡網を拡充し、一団体として活動できるつながりへ発展させてプラットフォームを設置。岡崎市の中でウォーカブルな開発を進める地域、通称QURUWA(クルワ)で空いているスペースやレンタルスペースを活用し、LGBTやヤングケアラー等定期的にテーマを変えた企画を実施予定。テーマに関心がある方がつながることができる場を目指す。

採択団体と取組概要(2/2)

	団体名	政令市	概要
8	愛知県 春日井市		新たに2地区で連携プラットフォームを設立し、先行するモデル地区との情報共有や相互支援のネットワーク化を図る。また、ICTを活用している事業者や福祉分野以外の地域貢献活動に関心がある民間企業、社会福祉法人等との連携・協働を促進し、人と人がつながりあう取組を創出する。
9	愛知県 豊田市		実施している支援プロジェクトに孤独・孤立対策を行っている、または興味がある事業者を加えてプラットフォームを設置予定。 また、相談に「来ない・来られない」対象者への支援を提供するため、既存の事業を強化。人や地域、社会とのつながりのきっかけとなる参加支援事業を各支援機関が持つ情報を分析して実施し、支援がいきわたる社会を実現させる。
10	兵庫県 播磨町		「待ちの行政」から「アウトリーチ型の行政」へと転換するため、先進地視察の情報交換等を踏まえ、アウトリーチ型相談体制を構築するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携しながら、きめ細やかなプラットフォームを確立する。
11	鳥取県 鳥取市		孤独・孤立対策を「まちを豊かにする」活動として位置づけ、「ひとりぼっちをつくらないまちづくりの創造」を目指す。つながりサポーターについては、交流会やリーダー養成講習会、定期的な研修会の開催などを検討。 また、住民への周知や意識づけについては孤独・孤立対策の基盤事業の1つである地域食堂ネットワークや各地域の地域食堂、テレビCM・番組などの活用を通して行っていく。
12	広島県 呉市		孤独・孤立の実態把握に関する市民意識調査を実施し、地域の居場所づくり等のため、市、地域の事業者、NPO等を含めたプラットフォームの設置を行う。また、孤独・孤立問題の周知を図り、地域全体で支援する気運を醸成するために講演会を実施し、地域での包摂（温かい見守り、声をあげやすい地域社会の実現）を進めていく。
13	広島県 福山市		官民連携プラットフォームの設立を予定。分野を問わず悩みを受け止め、各関係機関が連携しながら支援していく。孤独・孤立の「未然防止・予防・早期発見」を目標に、誰かに頼りやすい環境を整えるため、正しい理解と対応について啓発に努めていく。
14	愛媛県 宇和島市		生活に欠かすことのできない「食」をテーマとしてNPO団体が実施している「食支援」を活用し、顔の見える関係のきっかけをつくり、そこを起点に日ごろの悩みなどを気軽に相談できるつながりが持てるような関係性の構築を目指す。行政機関の相談支援体制の強化とNPO団体の幅広く柔軟な活動との両輪で、抜け漏れのない支援を確立させていく。

令和6年度 孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業） 交付団体＜中間支援組織＞

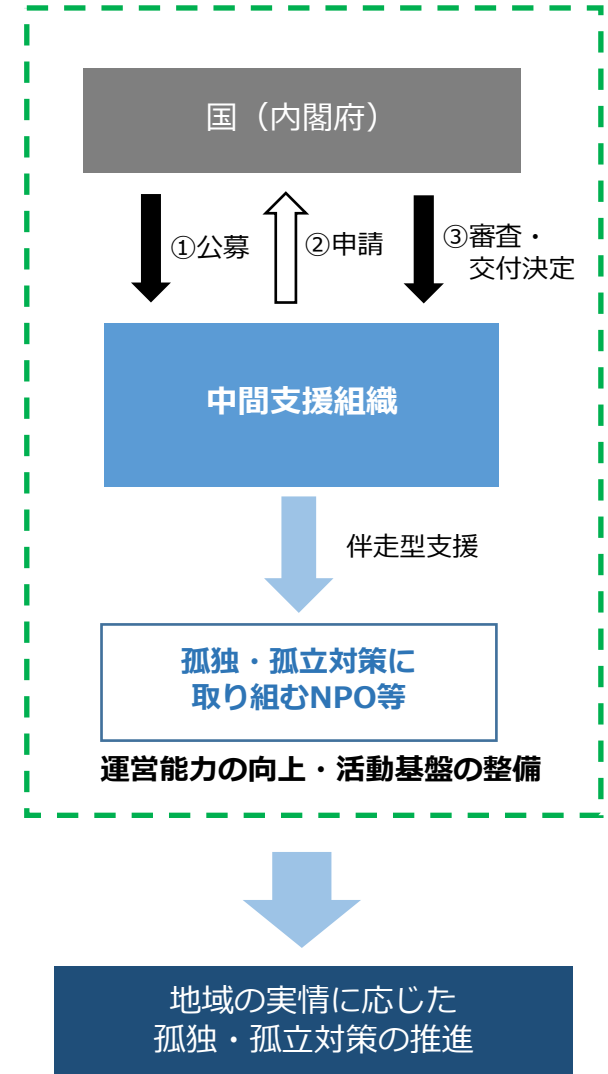
概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- 孤独・孤立の問題の予防の観点から、日常の様々な分野における緩やかなつながりづくりに取り組むNPO等への伴走型支援を行う中間支援組織を支援することで、個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の気運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築。

交付団体

- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織
9団体

（注）原則、一つの都道府県を超えた区域の事業が対象



交付団体と取組概要（1/2）

	団体名/事業名	概要	事業区域
1	特定非営利活動法人 イシュープラスデザイン （東京都） 北海道における、ゆるやかにつながってしまう場づくりと各種団体の運営能力向上のための伴走型支援	積雪寒冷地域における孤独・孤立の実態を調査し、回避プロセスを可視化する。また、地域の各種団体が運営能力を向上させるためのノウハウ化及びデザイン支援を行い、十勝管内、北海道内におけるノウハウ移転先の公募及び導入に向けた伴走型支援を実施する。	北海道
2	一般社団法人 えんがお （栃木県） 孤独・孤立対策に特化した創業・伴走支援とノウハウ共有のためのネットワークづくり	孤独・孤立対策に取り組む活動に対して創業支援・伴走支援を行うとともに、比較的軌道に乗っている活動の要因を分析し、活動がより継続的かつ波及的なものになるよう支援する。 オンラインによるネットワークを利用し、全国の孤独・孤立対策に取り組む団体に対して、ケーススタディや情報交換の機会を提供することにより、それぞれの活動を促進する。	全国
3	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 （神奈川県） 地域共生社会を推進するための孤独・孤立対策担い手育成支援事業	既存のプラットフォームを利用した孤独・孤立対策に取り組むNPO等の発掘、神奈川県及び他県におけるネットワーク構築のための検討委員会の実施、NPO等に対するオンラインも活用した伴走型支援等に取り組む。	神奈川県を中心とした複数県
4	一般社団法人 気仙沼まちづくり支援センター （宮城県） 気仙地域孤独・孤立対策活動団体基盤強化とネットワーク化事業	気仙地区（岩手県大船渡市・陸前高田市・宮城県気仙沼市）において、「気仙地域孤独・孤立対策ネットワーク会議」を定期開催するとともに、「高齢者」・「ひとり親世帯」・「障がい者」の居場所づくりを行うNPO等や、各市域で活動するNPO等を対象とした研修会等を実施し、活動基盤の強化と市域・分野を超えたネットワーク化を推進する。	宮城県 岩手県
5	特定非営利活動法人 サービスグラント （東京都） NPOメンタリングプログラム	孤独・孤立対策に取り組むNPO等を募り、プロボノワーカーがメンターとなって代表者やスタッフに対して業務での困りごとや悩みを聴きながら課題を整理し、安定的・継続的な活動を支援するプロボノプログラムを実施する。	全国

交付団体と取組概要（2/2）

	団体名/事業名	概要	事業区域
6	NPO法人 市民ネットすいた （大阪府） 生活圏域における小規模NPO基盤強化支援を通じた緩やかな「つながり」づくり担い手育成事業	大阪府と兵庫県をまたぐ生活圏域「北摂エリア」において中間支援組織が連携し、地域社会の緩やかな「つながり」づくりの担い手である小規模NPOが持続発展的に活動できる環境を整備する。	大阪府 兵庫県
7	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ （東京都） 孤独・孤立対策に有効なアートWSを地域で自走できるツールの開発・実証・普及に関する事業	孤独・孤立の予防のための「アート×地域の居場所」が身近な圏域でより多く営まれるように、地域の民間団体が協働してアートWSを企画運営できるようになる自走モデルの開発・実証・普及に、孤独・孤立予防の実践経験のある有識者、団体等と連携して取り組む。	全国
8	公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団 （兵庫県）※ 孤独・孤立対策のための中間支援3.0『ひょうごモデル』推進事業 ※コンソーシアムの代表団体	「人」、「参加」を共通テーマとした事業及び研究会を通じて、孤独・孤立対策を担う小規模NPOへの支援を強化拡充し、同時にそれを支える中間支援の活動をバージョンアップさせる。 兵庫＋全国の中間支援組織の経験を結集して、小規模NPOへの支援手法の開発・定着・普及を図り、その成果を全国にも普及させ、中間支援活動全体のバージョンアップを図る。	兵庫県 茨城県 岐阜県 全国
9	特定非営利活動法人 フローレンス （東京都） 県域連携と官民連携による、子育て家庭へのアウトリーチ型支援「こども宅食」担い手育成プロジェクト	虐待や困窮などの困難を抱えるこどもたちの支援を行う県の中核団体を伴走支援し、共同で「こども宅食」を県内に広めることにより、地域の連携・協働を促進する。地域のこども宅食団体が行政の協力を得られるよう連携強化プログラムを実施し、事業力・経営力の向上を図る。	全国

令和6年度 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 採択事業＜NPO等＞

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- NPO法人や社会福祉法人等非営利団体が行う事業を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開。取組に当たっては、委託先である（株）NTTデータ経営研究所が伴走支援を実施。

採択事業

77事業（下記は一例）

被災地の孤独・孤立対策

中高年の広域避難者を対象とした社会的処方モデルづくり

特定非営利活動法人 クロスフィールズ（石川県）

能登半島地震の広域避難者を対象に、地域の居場所等と連携した社会的処方のモデルづくり。対象者同士が集い交流する機会を提供し、コミュニティ形成や地域参加につなげる取組。

孤独・孤立対策の新たな取組

見守り・居場所等孤独孤立防止の活動における情報受発信

特定非営利活動法人 じゃんけんぽん（群馬県）

居場所づくりや見守りの活動にあわせ、生活にラジオが浸透している車社会において、ラジオから流れるメッセージが必要な人に届き、孤独・孤立防止に直接つながるのかを検証するパイロット的取組。

中高年の居場所づくり

“メンズ・シェッド”によるシニア男性の孤独・孤立の予防

札幌メンズ・シェッド ポッケコタン（北海道）

地域との繋がりが希薄だった中高年男性が活躍するプラットフォームを構築。孤独・孤立防止につなげると同時に、高齢者の地域包括ケアシステムにも成果を還元できるプロジェクトとして発展。

支援人材の育成

休職者・離職者のための居場所運営と、つながりをつくる支援人材育成

一般社団法人 NIMO ALCAMO（大阪府・京都府）
※R5採択団体

外出機会が減った休職者・離職者に対し、「誰かの役に立てていると感じる」機会を提供。また、支援ノウハウをまとめ、つながりをつくる支援人材の育成を実施。

社会参加に向けた準備支援

社会・地域・人につながるための社会参加の準備支援

NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター（滋賀県）

空き家を活用して、就労に向けた軽作業の提供や社会・地域・人とのつながりが希薄な利用者のニーズにあった居場所づくり、つながりづくりなど、社会参加に向けた準備支援を実施。

官民連携

第二期・食で結ぶ「孤独・孤立対策プラットフォーム」の構築

一般社団法人 フードバンク八王子（東京都）
※R5採択団体

八王子独自の孤独・孤立対策プラットフォームとして、孤立者を支援するための官民が連携した会議体を構成。孤立者と繋がり続ける「フード・カフェ」開催のほか、大学と連携した学生支援等。

採択事業一覧

	団体名	取組名	活動地域	R5採択
1	札幌メンズ・シェッド ポッケコタン	“メンズ・シェッド”によるシニア男性の孤独・孤立の予防	北海道札幌市	
2	特定非営利活動法人 くくるネット	空きスペースを活用した多世代交流のコミュニティーカフェ	北海道室蘭市	
3	特定非営利活動法人 みなと計画	推し活は若者の孤立を防げるか？ 推しからセーフティネットへ	北海道江別市	
4	特定非営利活動法人 陸前高田まちづくり協働センター	災害公営住宅における市民交流プラザを活用した交流機会のコーディネート	岩手県陸前高田市	
5	一般社団法人 イシノマキ・ファーム	地域と生きづらさを抱えた若者を繋ぐ農村体験プログラム	宮城県石巻市	
6	一般社団法人 石巻じちれん	集まろう、話そう、心も身体も元気になれるコミュニティづくり事業	宮城県石巻市	
7	特定非営利活動法人 まなびのたねネットワーク	石巻地域の不登校中高生 応援ホットとスペースプロジェクト	宮城県石巻市	
8	キンダーフォーラム	「世代を超えたクリスマスパーティー」プロジェクト	宮城県富谷市	
9	一般社団法人 WATALIS	竹林のアップサイクルによる心を繋ぐ地域共生コミュニティ創り	宮城県亘理町	○
10	筑波大生による、みんなの食堂（つくしょく）	3世代によるワークショップ・セミナー交流	茨城県つくば市	
11	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり市民工房	当事者との連携・協働で進める、栃木の孤独・孤立対策	栃木県宇都宮市、那須塩原市	
12	特定非営利活動法人 じゃんけんぽん	見守り・居場所等孤独孤立防止の活動における情報受発信	群馬県高崎市を中心として、前橋市など	
13	一般社団法人 オープンコミュニティおいでよハウス	対話をベースとした居場所とアウトリーチによる当事者主体の包括的サポート	埼玉県飯能市（飯能周辺市）	
14	NPO法人 クラブしきーず	地域密着型サードプレイスによる一体的支援事業	埼玉県志木市	
15	特定非営利活動法人 KOMPOSITION	特別なニーズを抱える子ども向けの居場所と職業トレーニング	千葉県松戸市	
16	社会福祉法人 九十九里ホーム	孤独・孤立の防止につながる福祉のまちづくりプロジェクト	千葉県匝瑳市	○

	団体名	取組名	活動地域	R5採択
17	一般社団法人 青少年を守る父母の連絡協議会	青少年を持つ家族と地域ボランティアの連携による見守り強化	東京都新宿区、北海道旭川市、札幌市、大阪府大阪市、福岡県	
18	特定非営利活動法人 キッズドア	子どもの居場所を活用した高齢者の孤独・孤立防止のための多世代・多文化交流コミュニティの形成	東京都墨田区	
19	一般社団法人 Arts Alive	アート創作やアートを通じた対話（ARTRIP）による孤独孤立防止事業：子育て世代を対象に	東京都豊島区、北区	○
20	NPO法人 サンカクシャ	街全体で行う若者の居場所作り	東京都豊島区、北区	○
21	RMJ	国籍を問わないママパパのためのつながり支援	東京都葛飾区、神奈川県横浜市	
22	一般社団法人 フードバンク八王子	第二期・食で結ぶ「孤独・孤立対策プラットフォーム」の構築	東京都八王子市	○
23	こどもと大人の地域活動「たのつく」	大人もこどもも集える、「ファミリーデー」×「たのつくフェス」	東京都小平市	○
24	あけぼのインクルージョン	依存症回復者等を対象とした地域内居場所事業	神奈川県横浜市	
25	特定非営利活動法人 教育支援協会南関東	不登校が居場所につながり社会的自立を目指せる環境づくり	神奈川県横浜市	○
26	NPO法人 街カフェ大倉山ミエル	誰もが気軽に集う居場所を孤立家庭にとっての身近な相談室に	神奈川県横浜市	
27	特定非営利活動法人 リンクトゥマンマー	在日ミャンマー人の孤独・孤立を防ぐ定住支援相談事業	横浜市を中心とし神奈川県全域及び関東各都県	
28	NPO法人 地域で子どもを育む会	多世代で取り組む小中学生の居場所づくり	神奈川県川崎市	○
29	特定非営利活動法人 クロスフィールズ	地域の居場所と連携した地域主体の社会的処方モデルづくり	石川県金沢市	
30	特定非営利活動法人 場作りネット	街に居場所ができる “のきしたしごと” 事業	長野県上田市	
31	特定非営利活動法人 人と動物の共生センター	ペット版フードバンクによる、寄り添い相談見守り事業	岐阜県岐阜市	
32	特定非営利活動法人かみああと	ユニバーサル・ファクトリー（日本版メンズ・シェッド）の提供事業	岐阜県多治見市	○

	団体名	取組名	活動地域	R5採択
33	特定非営利活動法人 ささしまサポートセンター	生活困窮の当事者と共に学ぶ地域共生社会の担い手育成事業	愛知県名古屋市	
34	一般社団法人 Pay for World 屋号「えがおの駄菓子屋」	多世代が地域のもう一つの家の様に集まる駄菓子屋を作る	愛知県春日井市	
35	特定非営利活動法人 しんしろドリーム荘	空家再生型メンズシェッドとおやじ講を融合させた孤独・孤立対策	愛知県新城市、静岡県浜松市、湖西市	○
36	特定非営利活動法人 わんず	わんずささえあいネット	三重県玉城町	○
37	一般財団法人 ZERO loneliness	ペカン1000年の森でつながるコミュニケーションカフェ	滋賀県大津市	
38	認定NPO法人 つどい	孤立する人・家族をつなぐ地域の相談窓口＋居場所つどい	滋賀県長浜市	
39	NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター	社会・地域・人とつながるための参加準備支援事業	滋賀県草津市	
40	社会福祉法人 光養会	買物困難や交通不便を補う地域社会システムの立ち上げ活動	滋賀県高島市	
41	immi lab	滋賀県在住の移民ルーツを持つ若者を対象としたレジリエンス育成事業	滋賀県東近江市、近江八幡市、長浜市など	
42	一般社団法人 京都わかさなっと	地域のカフェを核にした孤独・孤立への早期対応と予防	京都府京都市	
43	チームパッション	若者の孤立・孤独予防プロジェクト：農作業ボランティアと古民家リフォームを通じた地域交流	京都府綾部市	
44	一般社団法人 Shien	自治会運営の変革（地域デジタル化推進支援）× 住民の孤独・孤立世帯を防ぐ取組み	京都府京田辺市	○
45	一般社団法人 NIMO ALCAMO	休職者・離職者のための居場所運営と、つながりをつくる支援人材育成	大阪府大阪市、京都府京都市	○
46	NPO法人 SKY	中高年男性の孤独・孤立予防対策	大阪府大阪市	○
47	一般財団法人 ヒューマンライツ協会	孤独・孤立を生まない、子どもと地域のつながりの場づくり事業	大阪府大阪市	
48	特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構	孤立・クローゼットの奥にある新世界ジェンダーフリーシェッド	大阪府大阪市	

	団体名	取組名	活動地域	R5採択
49	ハレトケの会	あいりん地区単身高齢者のつながりづくり・支援者間のネットワークづくり	大阪府大阪市	○
50	一般社団法人 タウンスペースWAKWAK	まちかどでおしゃべり～地域で安心して生きていく～	大阪府高槻市	
51	一般社団法人 ケアと暮らしの編集社	社会的処方推進プラットフォーム開発プロジェクト	兵庫県豊岡市	
52	特定非営利活動法人 但馬を結んで育つ会	空家の再生を通じた「新たなつながりプラットフォーム」構築事業	兵庫県養父市	
53	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	ひきこもりの状態にある方等の就労体験事業	鳥取県全市町村	
54	特定非営利活動法人 地域共生とっとり	子ども・若者に対する孤独・孤立対策事業の推進	鳥取県鳥取市	
55	鳥取医療生活協同組合 健康まちづくり部	地域に潜在するスペースを利用した居場所づくりと効果	鳥取県鳥取市	
56	特定非営利活動法人 ピアサポートつむぎ	周囲の大人に理解され受け入れられる実感を生きる力に変える事業	鳥取県倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町	
57	一般社団法人 SGSG	レジリエンスを支えるユースセンターでの支援活動	岡山県岡山市	○
58	一般社団法人 ジンジャー・エール	いろいろ交流プロジェクト～楽しみ・興味・悩みでつながろう～	岡山県備前市	
59	特定非営利活動法人 風の家	早朝・夜間帯に実施するコミュニティカフェ “よなが” の運営	広島県広島市	
60	一般社団法人 UMEプロジェクト	こどもから高齢者まで、繋がりが続けられる地域づくりを目指して	広島県尾道市	
61	一般社団法人 徳島県就業支援機構	「つながるアグリ」 野菜づくりと地域づくり	徳島県徳島市	
62	特定非営利活動法人 ニュースタート事務局	ひきこもり遍路2024	徳島県・高知県・愛媛県・香川県の遍路道沿いの各市区町村	
63	一般社団法人 hito.toco	ひととこオフ会	香川県高松市	
64	一般社団法人 小豆島子ども・若者支援機構	無農薬農園活動を通じた地域ネットワーク作りによる孤立化予防	香川県小豆郡	

	団体名	取組名	活動地域	R5採択
65	特定非営利活動法人 くじら	認知症啓発、健康相談、地域のつながり	愛媛県八幡浜市	
66	一般社団法人 ハンズオン	コミュニティスペースを拠点とした中高生のキャリア自律を目指したソーシャルサポートネットワーク形成プロジェクト	高知県高知市	
67	特定非営利活動法人 抱樸	多様な主体の「やりたい気持ち」を叶えることを通した地域づくり	福岡県北九州市	○
68	特定非営利活動法人 あいむ	福岡県の孤立する子ども・若者への早期アウトリーチと居場所	福岡県福岡市	
69	一般社団法人 えふ	日常の中での様々な世代の交流・居場所の提供	佐賀県唐津市、玄海町	
70	特定非営利活動法人 くまもと災害ボランティア団体ネットワーク	安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業	熊本県熊本市及びその近隣市町村	
71	HAPPY PARK プロジェクト	商店街でつながろう！わくわくと安心を育むコミュニティ作り	熊本県熊本市	
72	NPO法人 子育て応援ワクワクピース	困った時、誰でも、いつでも来れるみんなの居場所ワクワクピース	大分県大分市	○
73	特定非営利活動法人 カーサグランデ	多様な事業と動物とのふれあいで創る世代間コミュニティ事業	宮崎県宮崎市	○
74	特定非営利活動法人 フェリーチェ	地域のつながりサポートプロジェクト	宮崎県日向市、門川町、延岡市	
75	特定非営利活動法人 かごしまヤングケアラー支援ネットワーク	薩摩の“おせ”から“ちご”へ文化伝承の多世代交流“かごつま弁サロン”事業	鹿児島県出水市、日置市、曾於市、鹿児島市	
76	社会福祉法人 おきなわ長寿会	ケアサポーターネットワーク活用事業	沖縄県沖縄市	
77	特定非営利活動法人 まくとー	地域で助け合う緩やかなつながりを築く居場所づくり	沖縄県うるま市	

孤独・孤立対策のこれまでの取組（国際案件） 1

2021年		
2月12日	坂本大臣	菅総理 孤独・孤立対策担当大臣を任命
6月17日		日英孤独担当大臣会合 共同メッセージを公表
7月20日		坂本大臣と欧州委員会副委員長との会談 「日・E U 共同発表」を公表
7月20日		オーストラリア高齢者・介護サービス・スポーツ担当大臣による坂本大臣への表敬訪問
8月27日		フランス首相付障がい者担当副大臣による坂本大臣への表敬訪問
12月7日	野田大臣	野田大臣によるOECD／WISEセンター主催「幸福と心の健康に関するコンファレンス」オンライン講演
2022年		
2月15日	野田大臣	駐日イスラエル大使による野田大臣への表敬訪問
6月16日		「孤独・孤立に関する駐日大使会合」開催 G 7 参加国、E U 等の駐日大使を招き情報共有
9月7日		韓国主催のASEMグローバルエイジングセンター「高齢者の人権：現在と未来に関するフォーラム」オンラインセッション登壇
2023年		
1月12-13日	小倉大臣	小倉大臣イギリス視察 官民連携に取り組む民間団体及びDCMS省との意見交換、社会的処方に関する意見交換
5月12日		小倉大臣によるカナダ保健大臣との面会
6月6日		「孤独に関するE Uハイレベル会合」の開催 小倉大臣がビデオメッセージで参加
6月24日		「G 7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の開催
6月26日		ドイツ連邦大臣との孤独・孤立対策に関する会談の開催 「孤独・孤立に関する日・独共同発表」を公表
6月29日		スペイン国立シンクタンク主催オンラインセミナー基調講演への参加

孤独・孤立対策のこれまでの取組（国際案件） 2

2023年		
11月	加藤大臣	「WHO社会的つながり委員会」発足、加藤大臣が委員就任
12月5-8日		「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（ベラジオ） 加藤大臣がビデオメッセージで参加
2024年		
1月26日	加藤大臣	WHO執行理事会（EB154）において、米国・日本・モロッコ・スウェーデン・ケニア・チリによる共同声明「人間の健康と幸福感における社会的つながりの重要性」を発表
2月13日		日独オンライン・シンポジウム「孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践ードイツと日本の視点」の開催 加藤大臣がビデオメッセージで参加
3月13日		「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（オンライン） 加藤大臣がビデオメッセージで参加
3月14日		WHO社会的つながり委員会の事務局と加藤大臣とのオンラインブリーフィングを実施＜非公開＞
5月27日		世界保健総会（WHA77）で、WHO社会的つながり委員会のサイドイベントを開催 米国主催（日本はCo-host）の朝食会は迫井医務技監が対応、チリ主催のレセプションに寿府代 尾池大使が出席
7月3日		「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（オンライン）
8月7-8日		米医務総監ヴィヴェック・マーシー氏による加藤大臣および与党議員への表敬訪問、視察等
9月9-10日	三原大臣	「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（マラケシュ）
11月21日		「WHO社会的つながり委員会」カレン・デサルボ委員と三原大臣との面会
11月27日		「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（オンライン）

「孤独死・孤立死」の実態把握に関する中間論点整理のポイント (令和5年12月19日「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループ)

実態把握の必要性等

【背景】

- ・全体の死亡数は年々増加、近年では自宅の死亡割合が増加傾向
- ・単独世帯数は2020年で36%、今後とも高い割合で推移
- ・高齢化率は2020年で28.6%、今後とも上昇傾向
- 今後、「孤独死・孤立死」の増加が懸念

【意義】

- ・尊厳の問題
- ・社会のあり方としての問題
- ・死因の究明の問題

【重要性】

- ・関連諸施策の企画・立案等に資する基礎資料を得ること
- ・国民の理解・協力を得ること
- ・関連する学術研究の進展

【対策の必要性】

- ・死後手続の関係
- ・社会経済的な負担の関係

「孤独死・孤立死」の用語の整理

「孤独」は主観的概念、「孤立」は客観的概念であることから、実態把握の対象としては、「孤立」からアプローチする「孤立死」が適当（ただし、一般に広く認知されている「孤独死」という用語も排除するものではない）

「孤立死」の定義

(1)概念的定義

当面、「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」と仮置きした上で、操作的定義の議論を先行

(2)操作的定義に関する論点と基本的な考え方^(注)

- ①死亡場所:救命可能性などを勘案すると、屋外などは含めず、自宅を基本とする。
- ②世帯類型:複数世帯の事例数の多寡や事件性のある事例の紛れ込みなどの点もあるので、把握可能なデータを踏まえつつ、引き続き検討する。
- ③自殺の扱い:孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。
- ④生前の状況及び⑤看取りの有無:孤立状態と密接に関連するため考慮すべきだが、統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。
- ⑥年齢基準:対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とする。
- ⑦死後経過時間:経過時間の意味するデータに注意は必要であるが、生前の状況を推認するという観点からも重要。死後経過時間に何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。

注)現実的な測定データを考慮した本WGとしての基本的な考え方を整理したもの。今後さらに検討が必要

今後の検討の方向性

(1)既存のデータや新たなデータの利活用、統計の整備等に向けた検討

【基本的な考え方】

- ・孤立死に関するデータや調査、統計は、社会の重要なインフラの一つ
- ・ただし、新たな調査等を行うことは、その調査事項や方法、報告者負担等について慎重な検討が求められるとともに、相当なコストと期間を要する
- 可能な限り、既存のデータや統計の利活用を検討していくことが適当
(既存のデータ等を利活用することで、過去に遡って経年変化を見ることも可能)

【より精緻なデータを得るための方策】

例えば、本WGで行った有識者からのヒアリングにおいて、東京都における死因究明体制として、特別区部で用いられている調査票が多摩地域にも導入されたことの示唆があったことや、死亡診断書等のデータ化の必要性に関する意見があったことを踏まえ、新たなデータの拡充や調査票データの電子化など調査票利用の円滑化に向けた取組、統計の整備の在り方も含めた中長期的な課題についても検討を深めていく必要がある。

併せて、自殺統計など孤立死に関連する各種統計・指標についても、孤立死に関する実態把握の観点から、集約・分析を継続的に行っていく必要がある。

(2)推計の精緻化に向けた検討

孤立死の実態把握に関する先行事例であるニッセイ基礎研究所「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」が参考になるが、東京都特別区部の孤立死発生確率を基に全国の数値を推計していることから、推計値が過大評価となっている可能性があることなど、いくつかの課題を挙げており、より精緻な推計に向けて、今後さらに検討を進める必要がある。例えば、用いるデータを工夫することで、精度を高めることなどが考えられる。

さらに、同報告書において65歳以上に限定されていた対象年齢を拡大し、最新のデータを用いることで、より実態に近い推計が可能となるものと考えられる。

「孤独死・孤立死」の実態把握に関するWG

【構成員】

- ・石田 光規(座長) 早稲田大学文学学術院文化構想学部教授
- ・金涌 佳雅 日本医科大学大学院医学研究科教授
- ・斉藤 雅茂 日本福祉大学社会福祉学部教授

(オブザーバーとして、警察庁及び厚生労働省が参加)

【開催実績】

- ・第1回(8/29):実態把握の意義、用語と定義、把握手法等①
- ・第2回(9/12):自治体・有識者からのヒアリング
- ・第3回(10/17):実態把握の意義、用語と定義、把握手法等②
- ・第4回(12/19):中間論点整理